

宮古島市総合防災体制構築事業 特記仕様書

第1章 総 則

第1条（目 的）

本業務は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）や全国で発生した各種災害に対する国の法整備や防災計画改訂、また沖縄県地域防災計画の改訂を請け、津波災害避難計画や初動マニュアル、避難所の状況把握等を行い、宮古島市（以下「本市」という）の総合的な防災体制の構築を図ることを目的とする。また、これらの事業を反映させ、宮古島市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という）の見直しを実施する。

なお、市防災計画の見直し方針は、災害対策基本法第42条の規定に基づく他、中央防災会議が作成する防災基本計画並びに沖縄県地域防災計画に準じたものとする。

第2条（適用範囲）

本特記仕様書は、本市が実施する「宮古島市総合防災体制構築事業」（以下、「本業務」という。）に適用するものである。

第3条（準拠する法令等）

本業務は、本特記仕様書に基づくほか、法令通達等に準拠して実施するものとする。

第4条（疑義の協議）

本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び業務内容等に疑義が生じた場合は、そのつど、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

第5条（作業計画）

乙は、本業務の実施に先立ち、以下の書類を速やかに甲に提出し、その承認を受けるとともに、業務実施期間中は、進捗状況等を随時報告するものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- ① 着手届
- ② 管理技術者の通知書（経歴書含む）
- ③ 業務工程表
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ プライバシーマーク（JISQ15001）又は、情報セキュリティマネジメント（JISQ27001）認証取得証明書の写し
- ⑥ その他甲が必要とする書類

第6条（工程管理）

乙は、本業務の実施にあたり、適切な工程管理をおこなうとともに、適宜甲に作業進捗状況

を報告するものとする。

第7条（貸与資料）

甲より貸与される資料等について、乙はその重要性を充分認識したうえで破損、紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

第8条（交 渉）

乙は、本業務を実施するにあたり、関係官庁並びに関係団体と交渉を要する時、または交渉を受けた時は、遅滞なくその内容を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第9条（損害賠償）

乙は、本業務実施中に、甲及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、乙において一切の処理を行うものとする。

第10条（瑕疵担保）

乙は、本業務完了後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、甲の指示により、必要な補足・修正を、乙の負担によりおこなうものとする。

第11条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

第12条（情報の保護）

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに他に利用してはならず、情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得していなければならない。

- 2 乙のセキュリティ体制が確立されていることを証明するために、乙は契約時にプライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメント（JISQ27001）の認証取得証明証の写しを甲に提出するものとする。

第13条（完了検査）

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、管理技術者立会いのうえ甲の検査を受けるものとする。

- 2 成果品について甲より補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって作業の完了とする。また、乙は作業完了後に係わる諸書類を甲へ提出し、検査合格により業務の完了とする。

第14条（納期及び納入場所）

本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

納 期 【平成 29 年度】 平成 30 年 3 月 31 日
【平成 30 年度】 平成 31 年 3 月 31 日
【平成 31 年度】 平成 32 年 3 月 25 日

納入場所 宮古島市総務部防災危機管理班
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186
電話 0980-72-3751

第 2 章 業 務 概 要

第 15 条（業務概要）

平成 29 年度

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 初動マニュアル作成
- (4) 報告書作成
- (5) 打合せ協議

平成 30 年度

- (6) 避難所台帳作成
- (7) 地区別防災カルテ作成
- (8) 津波避難計画作成
- (9) 報告書作成
- (10) 打合せ協議

平成 31 年度

- (11) 地域防災計画見直し
- (12) ハザードマップ作成
- (13) 報告書作成
- (14) 打合せ協議

第 3 章 業 務 内 容

第 16 条（計画準備）

乙は、業務を円滑かつ的確に実施することに留意して業務実施計画を作成し、適切に業務管理を行うものとする。

第 17 条（資料収集整理）

乙は、本業務の実施にあたり、必要となる資料を収集整理するものとする。

第 18 条（初動マニュアル作成）

市職員の災害初動対策時における、市の組織と職員の行動を順序立てて整理・記載し、不測の事態の対処方法や各班の業務項目及び手順などについて取りまとめたマニュアルの作成を実施する。

2 項目内容は次のとおりとする。

- (1) 作成方針検討
- (2) マニュアル原案作成
 - ① 本部事務局マニュアル
 - ② 避難所開設・運営マニュアル
 - ③ 職員初動マニュアル
- (3) マニュアル原案の補足・修正

第 19 条（避難所台帳作成）

市地域防災計画で定めている避難所のうち、主要な避難所（84箇所）を対象として、避難所の規模、機能等の調査を行い、その成果を利用して、各避難所に対する災害危険性や収容能力等を評価し、災害種別に応じた避難計画策定のための基礎資料を作成するものとする。

第 20 条（地区別防災カルテ作成）

自主防災組織の啓発資料として、また避難計画や避難所を見直すための基礎資料として、地区ごとの災害危険度を整理した「地区別防災カルテ」（16地区）を作成するものとする。

第 21 条（津波避難計画作成）

津波災害による人的被害を軽減するため、緊急避難路の検討・見直し、避難所の指定検討・見直しを行い、「地区別防災カルテ」の結果と合わせて津波における避難計画を作成する。

第 22 条（地域防災計画見直し）

上記の各種業務および国・県・指定公共機関及び指定地方公共機関・その他社会情勢等の期間内における様々な制定及び改廃された法令・条例・規則をふまえ、「宮古島市地域防災計画」の修正を行うものとする。

2 本計画は主に「本編」と「資料編」で構成する。

3 項目内容は次のとおりとする。

- (1) 計画修正方針の設定
- (2) 地域防災計画修正（案）の作成
- (3) 概要（修正の概要）の作成（新旧対照表を含む）
- (4) 地域防災計画修正（案）の協議調整による修正（庁内各課協議、市防災会議、沖縄県事前相談、事後報告）

第 23 条（ハザードマップ作成）

地区別カルテで整理された課題や避難計画を基に、地震・津波、土砂災害、洪水、高潮等の災害危険箇所を網羅し、見直された避難所を記載したハザードマップ原案作成および印刷を行

う。また、作成するハザードマップには住民の防災意識向上のため啓発情報を掲載すること。

第24条（打合せ・協議）

打合せ協議は、業務着手直後、会議等の開催前、納品時に行うほか、必要に応じて甲乙の協議により随時行うものとする。

第4章 成果品

第25条（成果品）

乙は、甲が求める要求事項に適合した以下の成果品を納入するものとする。

平成29年度

- (1) 本部事務局マニュアル 30部
- (2) 避難所開設・運営マニュアル 30部
- (3) 職員初動マニュアル 30部
- (4) 報告書 3部
- (5) 上記電子データ 一式

平成30年度

- (6) 避難所台帳 3部
- (7) 地区別防災カルテ 3部
- (8) 津波避難計画 3部
- (9) 報告書 3部
- (10) 上記電子データ 一式

平成31年度

- (11) 地域防災計画 100部
- (12) ハザードマップ 25,000部
- (13) 報告書 3部
- (14) 上記電子データ 一式